

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

1 主旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正する条例を令和 2 年第 2 回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

放課後児童支援員の要件の変更に伴い、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年 9 月世田谷区条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の」を加える。

3 施行日

公布の日

4 参考

条例新旧対照表

新	旧
(職員) 第 11 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)~(10) (略)	(職員) 第 11 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)~(10) (略)